

平成30年度

第1回愛知県障害者施策審議会

会議録

平成30年7月19日（木）

愛知県障害者施策審議会

平成30年度 第1回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

平成30年7月19日（木） 午後2時から午後4時20分まで

2 場所

愛知県三の丸庁舎8階 大会議室

3 出席者

石黒委員、井上委員、猪口委員、岩田委員、岡田委員、川崎委員（会長）、黒江委員、黒田委員、高橋（脩）委員、高橋（美）委員、高柳委員、徳田委員、永田委員、野田委員、服部委員、古家委員、牧野委員

（事務局）

健康福祉部長 ほか

4 開会

定刻になりましたので、ただ今から平成30年度第1回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

それでは、開催にあたりまして、平田健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

5 部長挨拶

みなさん、こんにちは。愛知県健康福祉部長の平田でございます。委員の皆様方には、大変お忙しいところ、「平成30年度第1回愛知県障害者施策審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の障害者施策の推進に、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。

さて、この審議会は、障害者基本法に基づき、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するため、都道府県に設置が義務づけされた審議会でございます。本日は、7月1日の委員改選後、初めての開催となります。任期は2年間となりまして、年度内に会議を3回開催する予定でございますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

本日は今年度第1回目の審議会でございますが、次第にありますように議題が3件と報告事項が2件ございます。

議題の1件目では、まず、第4期障害福祉計画の実績について説明をさせていただきます。当計画は、27年度から29年度までの3年間の計画期間であり、昨年度末で、計画期間を終了したものでございまして、成果目標と実績を御報告いたします。

そして、2件目につきましては、平成28年10月に制定しました「手話言語・障害者コミュニケーション条例」に基づき、コミュニケーション手段の利用の促進に関する取組について御意見をいただきたいと存じます。

最後に、議題の3件目につきましては、「あいち健康福祉ビジョン2020年次レポート（平成30年度版）（素案）」について御説明させていただきます。当ビジョンは本県の健康福祉の進むべき方向を共有する

基本指針として策定しているものでございまして、このビジョンの障害者支援に係る記載部分について、御意見をいただきたいと思っております。

また、報告事項につきましては、教育委員会から「愛知県特別支援教育推進計画進捗状況について」及び第2期計画の策定についての2件御報告させていただきます。

それから、お手元にリーフレットをお配りしていますが、援助を必要としていることが外見からは分かりにくい方が、周囲からの援助を受けやすくするための有効な手段である「ヘルプマーク」について、明日（7月20日）から、市町村の窓口や県の保健所などで一斉に配布を開始しますのでお知らせします。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見をいただきまして有意義な会議にさせていただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

6 定足数確認

では、議事に入る前に事務局より若干御連絡申し上げます。まず、定足数の確認でございます。

本日は、委員数20名のうち、過半数以上の16名の方が出席されております。石黒委員におかれましては、10分程度遅れるとの御連絡を承っております。ですので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により当審議会は有効に成立しております

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。7月5日（木）から県のホームページで、審議会の開催のお知らせをしており、本日は、報道関係の方がいらっしゃいますので、御報告いたします。

8 資料確認等

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、A4版で本日の次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領でございます。続いて、資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、資料4、資料5でございます。また、本日追加で、本日御欠席の小樋委員に事前に御回答いただいた質問票、更には、本日午前中に開催いたしました第1回愛知県障害者自立支援協議会の資料を、あわせて机上配布しております。

なお、本日の議題とは関係ありませんが、ヘルプマーク及び障害者スポーツに関するリーフレットも配付させていただきました。

資料の不足等がありましたらお申し出いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。それでは進行させていただきます。

本会議では、手話通訳及び要約筆記の方に御協力をいただきながら 進行していきますので、皆様におかれましては、御発言にあたりまして、マイクを御利用いただき、ゆっくりと大きな声で御発言くださいますようお願いいたします。

9 委員紹介

それでは、本日は、7月1日の委員改選後初めての審議会となりますので、新たに御就任いただきました委員の御紹介をさせていただきます。お手元の出席者名簿を御覧ください。

まず、本日御出席の委員の方から御紹介いたします。石黒委員におかれましては、遅れて来られるとのことですが、ここで御紹介させていただきます。

名古屋大学医学部附属病院病院長の石黒直樹様でございます。愛知県自閉症協会・つぼみの会会員の猪口枝里佳様でございます。愛知県セルフセンター副会長の岩田さつき様でございます。愛知県身体障害者福祉団体連合会副会長の黒江幸子様でございます。公募委員の黒田和子様でございます。愛知県精神障害者家族会連合会会長の高柳進一様でございます。愛知県聴覚障害者協会理事長の服部芳明様でございます。そして本日は御欠席ですが、愛知県町村会副会長で大治町長の村上昌生様の計8名でございます。

石黒先生がちょうど今、御到着されました。新しい委員の方をご紹介させていただいているところですので、改めて御紹介させていただきます。名古屋大学医学部附属病院病院長の石黒直樹様でございます。

引き続き御就任いただいている委員の方の御紹介につきましては、出席者名簿の配付により代えさせていただきます。

10 会長選任

事務局

続きまして、本審議会の会長を選任していただきたいと存じます。

障害者施策審議会の会長は、愛知県障害者施策審議会条例第3条により、委員の互選によって定めることとなっております。どなたか御意見はございますでしょうか。

高橋（脩）委員

豊田市福祉事業団の高橋と申しますけれども、新たに、愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会部会長の川崎委員にお願いしてはいかがかと存じますが、いかがでしょうか。

事務局

ただいま、川崎委員を会長にとの御意見をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

【拍手にて御承認】

事務局

それでは、委員の皆様の総意ということで、会長は川崎委員にお願いしたいと存じます。どうぞ、会長席にお移りをお願いいたします。

この後の進行につきましては、川崎会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

11 会長挨拶

改めまして、愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会部会長の川崎純夫と申します。当施策審議会では、平成22年度から委員を務めさせていただいております。皆様からのお薦めで、今回新たに会長という大役を仰せつかりましたが、もとより浅学菲才の私でございます。前会長の高橋先生のような取りまとめや取り回しはとてできませんので、皆様に御協力をいただき、会を進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、この会は障害のある方々のために愛知県が立てる計画や実際に行っている事業が、今よりもっと良くなるようにするための会でございます。委員の皆様方は、日頃から、それぞれのお立場で愛知県の障害施策に携わっておられます。この会議を通じて障害施策をしっかりと検討し、さらによりよいものを提案していただけたらと思っています。私も、精一杯努力をしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただ

き、御質問していただきたいと思います。そして、御遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが初めの挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

1.2 議事録署名者指名

それでは、さっそくでございますけれども、会議を進めていきたいと思ひます。まず、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと存じます。今回は、井上委員と高柳委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

1.3 事務連絡

では、次第に沿って議事を進めてまいります、本日の会議の終了時刻は、午後4時を予定しておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

1.4 議題(1) 第4期愛知県障害福祉計画の実績について

川崎会長

それではまず、議題の1番目「第4期愛知県障害福祉計画の実績について」を審議いただきたいと存じます。事務局から説明をお願いします。

障害福祉課 加藤課長補佐

障害福祉課企画調整グループの加藤と申します。着座にて説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の1を御覧ください1ページ目になります。「第4期愛知県障害福祉計画の実績について」でございます。障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づきまして、策定する計画でございます。第4期計画は27年度から29年度までの3年間が計画期間でありまして、昨年度末で計画期間を終了したところでございます。

国の基本指針を踏まえまして、大きく4つの目標を設定しておりました。

まず1つ目でございます。「福祉施設入所者の地域生活への移行」でございます。資料左側の上の方にもございますように、成果目標①としまして、地域生活移行者数、目標1,117人と設定したのに対しまして、実績は115人となっております、目標を大きく下回ったところでございます。成果目標②は、29年度末までに施設入所者を158人削減するという目標でございました。実績は137人となっております。

資料の右側の中ほど「評価と分析」の欄を御覧ください。地域移行が進まない要因といたしまして、3つ挙げさせていただきました。本県では、全国に比べて施設に入所している方が少ないこと、それから、すでに地域生活への移行が可能な方は、移行を果たされておまして、現在、施設に入所してみえる方は高齢化や障害の重度化が進んだ方が多いこと。さらには、施設入所者御本人と御家族にも、地域移行に向けた意識、気持ちの醸成が十分でないことが推測されることです。

また、二つ目の丸にも書きましたが、実績が目標を大きく下回った要因といたしまして、第4期計画の目標値自体が、国から示されました全国一律の指針に基づいて策定したものでございます。計画策定当時の施設入所者の一定割合に、第3期計画の未達成分を加えた数値を目標としたところでございまして、本県の実情に即した目標値にはなっていないことが挙げられます。

このことを踏まえまして、今年度から計画期間が始まっております第5期計画におきましては、全ての施

設入所者を対象としたアンケート調査を実施いたしまして、本県の実情に即した目標値を定めたところでございます。

今後の取組といたしまして、地域移行を御希望された方の御意向を確認しながら、市町村と連携し地域移行の課題解消に取り組みますとともに、引き続きグループホーム整備による住まいの場の確保や、地域におきます障害者と障害に対する県民理解の促進に努めてまいります。

2ページを御覧ください。2つ目の項目であります「入院中の精神障害者の地域生活への移行」でございます。数値目標は3つございまして、①入院後3か月経過時点の退院率、②入院後1年経過時点での退院率、③長期の在院患者数、入院1年以上の患者数でございますが、その減少率につきまして、目標値と実績をお示しております。

このうち、成果目標③について、長期の在院患者数の減少について未達成となった要因でございますが、資料右側の「評価と分析欄」を御覧ください。

成果目標①と②におきまして、早期退院を促進したことによりまして、新しく長期在院者となる患者は減少傾向にございますものの、既存の長期在院者の退院が進んでいないことが要因と考えております。

これにつきましては、退院後に利用できる障害福祉サービス等の、地域移行、地域生活に向けました体制整備が十分でないということが考えられますので、その下の「今後の取組」欄にございますように、今後は医療と福祉の連携強化を行うための取組を進めていくこととしております。

次の3ページには、長期在院者数の推移、それから27年度に実施をいたしました調査結果をお示しておりますので御確認いただければと存じます。

もう一枚おめくりいただきまして、4ページをごらんください。項目の3つ目、地域生活支援拠点等の整備でございます。成果目標は各市町村または各障害保健福祉圏域に、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備するものとしておりました。実績でございますが、29年度までに、15の市町村において整備済みとなっております。内訳といたしまして、8市町村が市町村単位で設置、残る7市町村が圏域単位もしくは近隣市町村との連携による設置となっております。「評価と分析」欄でございますが、未整備の市町村からは、地域生活支援拠点等に必要とされる機能でございます「緊急時の受け入れ対応」でありますとか、「一人暮らしを体験する機会の提供」、「専門的人材の確保や養成」が困難であるとお声をいただいております。左側の表にございますように、今年度以降も整備を行う予定の市町村がございますので、障害保健福祉圏域ごとに設置しております地域アドバイザーとも連携いたしまして、圏域会議や市長村の自立支援協議会を通じまして、市町村の取組状況を把握するとともに、設置に向けた働きかけ、支援を行ってまいりたいと考えております。

次の5ページを御覧ください。4つ目の項目でございます「福祉施設から一般就労への移行」でございます。こちら成果目標を①から③まで設定しておりました。この内、②の「就労移行支援事業利用者数」につきましては、目標2,374人に対しまして、実績が1,952人となっております。未達成となった要因といたしまして、資料右側の棒グラフを見ていただきますと、就労移行支援事業所の数が伸び悩んでおまして、このことにより、同事業所の利用者数が増加しなかったものと考えております。今後の取組といたしまして、各種研修や事業所指導を通じまして、既存の事業者の質的確保を図りますとともに、事業所整備費補助金によります量的な確保も図ってまいりたいと考えております。

次の6ページを御覧ください。こちらは、障害福祉サービス見込量に対する利用実績となっております。障害福祉計画では、これまで説明してまいりました成果目標を達成するために、必要となります障害福祉サービスの見込量を設定することとされております。県全体の見込量につきましては、国の基本指針に即しまして、各市町村が、管内の住民ニーズを反映した上で、市町村の障害福祉計画におきまして、設定した見込みを積み上げた数字としております。

4期計画の最終年度となります29年度のサービス見込量と利用実績を比べますと、一部のサービス種別におきまして、例えばですが、資料右側の(4)相談支援のうち、地域移行支援でありますとか、その下、(5)障害児支援のうち、保育所等訪問支援のように、事業者の参集が進まない、利用希望者が少ない等の理由によりまして、計画で見込んだサービス量に対しまして、利用実績が下回っているものもございます。それ以外の大部分のサービス種別におきましては、見込量を上回るか、その近似値となっているところがございます。

最後に7ページでございます。こちらは、ただいまの数字を圏域別に整理した表となっております。こちらは御確認いただければと思います。

川崎会長

はい、ありがとうございました。ただいま説明のありました「第4期愛知県障害福祉計画の実績」につきまして、皆さんから、御意見・御質問等があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。永田委員、お願いします。

永田委員

名古屋大学の永田です。よろしく申し上げます。2点御質問と御確認をさせていただければと思います。まず、1の地域生活移行についての正確な目標ということで資料1をご提示いただいたんですけども、昨年行ったニーズ調査のほうでも、施設からの移行の希望者が少ない理由として、なかなかイメージが持ちにくい、ということが上がっていたかのように思います。実際に「評価と分析」のところ、平均年齢が高く区分の平均年齢に占める割合が82%ぐらいで、実際移行が難しい人がいるだろうというふうに書いていただいているんですけども、施設入所者総数が4,000人近くいることを考えれば、その残りの20%は、700とか800とかになってくるのではないかとというふうに思います。第5期目標は、希望がある人の177人を新たな目標というふうに書いてありますけれども、望まない理由として、「自信がないから」とか「よくわからないから」といって回答した方。今回には移行を希望していないけれども、きちんとそういった整備が進んでいければ、おそらく移行ができる方たちが、漏れ落ちてしまうのではないかとというふう、感じがしていて、そのあたり、今後、第5期に向けてどう考えてらっしゃるかということも1点確認できればというふうに思っています。

このまま全然違う点にいかせていただきます。もう1点なんですけれども、資料1の6枚目「2 障害福祉サービスの見込量に対する利用実績」のところになるんですけども、とても興味深く見せていただいたんですけども、障害児支援のところの「医療型児童発達支援」に関しては、目標達成率が低いという記載があるかと思えます。もう一方の「保育所等訪問支援」について、見込量が達成できなかった理由に関しては、「評価と分析」欄にあるんですけども、こちらの「医療型児童発達支援」につきましては、「評価と分析」欄では特に挙げられていないかのように思います。コロニーの整備だとかということも関係してくるのかなというふうに思っているんですけども、このところの分析について、御教示いただければと思います。よろしく願いいたします。

川崎会長

はい、ありがとうございました。この点について、事務局からお願いします。

障害福祉課 佐藤主幹

障害福祉課の佐藤です。よろしく願いいたします。

地域移行の数値目標について御質問いただいております。第5期の成果目標の設定におきましては、委員さんの御説明の通り、ニーズ調査に基づきまして、自宅やグループホーム等の地域生活を希望した数は177人ということで、まずこれを第一次的な目標とさせていただきます。もう一つ更なる目標ということで、この調査におきまして、今いる施設での生活を希望した方のうち、297名の方につきましては、地域生活に関する体験の機会ですとか、その場の提供等、こういった施策の充実によって、今後、地域での生活を希望する見込みがあるのではないかというふうに把握をしております。ですので、第一次的な目標177名がもし達成できれば、次のさらなる目標としての297名を足した474名を第5期障害福祉計画の目標として考えているところでございます。以上でございます。

永田委員

是非、進めていただければと思いますけれども、地域が進まない理由の「自信がない」とか「よくわからない」とか「家族の理解が得られない」といった層に、移行について自信を持って、ある意味では、こうイメージをつけて、移行していただけるかということがとても大事なことになってくるかと思っておりますので、今回そういった回答をされた方に対して、どういったアプローチをしていくのかということについても、是非検討いただければというふうに思います。

障害福祉課 佐藤主幹

はい、ありがとうございます。平成30年度の新規事業といたしまして、この地域生活移行の関係につきましては、まさにその体験のところにスポットを当てた新しい事業を実施していきたいと思っておりますので、その成果等を確認しながら進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

川崎会長

ありがとうございました。では、障害児の方も回答いただきたいと思いますのですが、いかがですか。

障害福祉課障害者施設整備室 加藤室長

障害者施設整備室長の加藤です。児童発達支援につきましては、昨年度に第5期計画の策定を進めていく中でも、新たに障害児支援の提供体制の整備等を1つの新しい柱として設定をしまして、その中で、こういった児童発達支援事業所を増やしていくことについても、課題として捉え、新たに目標としているところでございます。

また、今年度、国の方で、障害福祉サービス報酬の改定もありまして、こういった児童発達支援事業所、特に医療的ケアを必要とするお子さんに対する看護師の加算の措置などが設けられたところでございます。現状では、永田委員お示しのとおり、医療型の児童発達支援の事業者の方が少ないというところでございまして、理由としてはそういった支援ができる人材が少ないとか、いろいろ事情はあると思うのですが、第4期計画の実績も分析の上、第5期計画の方でしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

川崎会長

永田委員、よろしいですか。はい。地域生活についてはですね、本当に重要な案件ですので、是非お願いをしたいと思います。県の方も先ほどお話がありましたように、いろいろな体験の場とか、世話人の確保のために予算をつけていただいているみたいですので、よろしく願いいたします。

その他にいかがでしょうか。はい、高柳委員。

高柳委員

精神障害者家族会連合会の高柳と申します。自立支援協議会の方からこちらの方へ変わってまいりました。

資料1の1ページと2ページを比較して、私は見させていただいたのですが、1ページの方が見やすいというか詳しいんですね。ただ、1ページを見まして、驚いたのは、死亡と入院の数が地域移行の数より多いこと。死亡が第1位で、入院が第2位、そして掲げている目標の地域移行が第3位となっており、これについては説明が必要なのではないかと思います。あまりにも手遅れになっているのではないかなという感じがします。同じことを2ページの精神の方に関して、県の方へ問合せたことがあります。630調査のことを教えていただいたのですが、各病院でやっぱり死亡が毎年1名ずつぐらいはあるわけです。地域移行はなかなか進んでいません。ですが、去年から、県の方がピアサポーター制度を作ってくれまして、かなり活躍しているのではないのかなと思っています。精神の方が、この1ページ目のような資料を出して下さったら、内容を見てショックを受けるかもしれませんが、ありがたいと思います。

以上、よろしくお願い致します。

障害福祉課 ころの健康推進室 三宅室長補佐

ころの健康推進室、三宅と申します。今、御意見いただきました、1ページ目の方には、死亡や退院等の内訳を出しておりますが、2ページ目の方には退院状況の統計となっております。1ページ目と同様な形でデータが取れるかどうか一度検討したいと思います。よろしくお願い致します。

川崎会長

高柳委員よろしいでしょうか。はい。そうですね、おっしゃる通り、1ページ目の方が見やすいと私も思います。他にいかがでしょうか。

岩田委員

愛知県セルフセンターの岩田です。

地域移行の進まない分析の中で、私もちょっとよく分からないのですが、入所施設の利用する場合の自己負担とグループホームに入った場合の自己負担というところの違いの点で、利用者さんから意見はなかったのでしょうか。経費的などころですね、教えていただきたいと思います。

障害福祉課 加藤課長補佐

アンケート調査の結果に関しまして、ちょっと今手元にないので何とも言えないのですが、個別意見として書かれていた可能性はありますが、大きな理由としてあがってはいなかったと思います。

岩田委員

実際に経費が異なるということはないのでしょうか。私はグループホームのことしか分かりませんが、入所施設は医療もある程度整備されています。グループホームは家庭的でとても良いと思うのですが、グループホームに移った際に、経費が上がってしまうのではないかなという点で不安があったりするのではないかと懸念しております。そうした費用の格差がなくなっていくと良いと思います。

岡田委員

自閉症協会の岡田です。私も岩田委員と同じような意見を持っています。このアンケートはやっぱり施設

職員の方が親の意向を聞いたりして、お答えを出していただいたアンケートでした。今グループホームと入所施設は家賃補助をいただいているのですが、やはり負担金という面では、入所施設よりグループホームの方が高くなるということがあると思いますので、その辺で親としては今が安定しているならば、あえてグループホームに移る意思がなかなか出ないっていうのも現実の問題かなと思います。なかなか金銭的なことはここには出てこないんで、表面的には出てこないんですけど、きっと親が高齢化してきて、本人の年金だけで本当に暮らしていけるのかっていうところが不満に思ってる方もいて、体験をしたことがない、あの将来的に不安っていうことも1つあると思うんですけど、そうしたことから、今の生活が安定しているなら、あえてグループホームに移行する意向が出てこないのではないかと思います。

もう1つ質問させていただきたいのですが、1ページのところで、グループホームの世話人の確保とあります。今は世話人さんがいないため、グループホームがありながらも、閉鎖しているようなところがあるとお聞きしておりますのでとても大事な事業だと思います。ここに、キャラバン事業を実施するとあるので、それについてお聞きしたいです。また、実際にグループホームで御飯を作っていたりとか、お掃除をしていただく方が、御近所のおばちゃんであったり、近くの方がパートでやっているところも多いと伺っておりますので、その方々に、一緒に住んでいただき、障害特性を理解していただく必要があるかなと思っておりますので、そうした理解を進める事業もお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

川崎会長

それでは、事務局の方からよろしいですか。

障害福祉課 立花主幹

障害福祉課の立花です。岡田委員から御質問がありました世話人のキャラバン事業のことですが、キャラバンということで県内を地域ごとにまわって、世話人さんの仕事はどういう仕事なのかということをお紹介させていただくと、やはり、こうした福祉の仕事に就くときに、最初はすごくは皆さん志高くやっていただくんですけども、なかなかこの世話人という業種は、一人職場になってしまって、非常に不安を抱えてしまい長続きしない、世話人のなり手がいないということをお聞きします。ですので、そういったことがないようにきちんとサポートができる体制も地域の中で作っていただきながら、こういったキャラバンの中で、世話人の業務を知っていただく。あとは、体験という形で岡田委員がおっしゃられた近所のおばちゃんのような、時間のあるときにサポートしていただけるような方にも、体験をしていただいて、そこで垣間見える地域の障害のある方等との顔の見える関係づくりをしていただくことによって、地域の中で障害に対する理解の促進に繋がっていくのではないかと考えております。以上です。

川崎会長

ありがとうございます。他にいかがですか。

古家委員

愛盲連の古家です。この施設から地域移行の話はもうずっとされているのですが、やっぱり同時に、今の話もそうですけど、ヘルパーの方が追いつかないととてもじゃないのかなと思います。実は私の息子もあのそういう関係の仕事をしています。どこかに穴が開くと、全部息子が入っているような状態で、他にも、10時から2時間だけ行かなければとか、そんな形ですし、休みもあんまりないし、腰が痛いということでコルセットもしているような状況です。そういった方々はたくさんいると思います。なので、同時にヘルパーの方も考えてもらわないと、とても追いついていかないと思います。そのあたりの案も検討していただき

いと思います。以上です。

障害福祉課 立花主幹

古家委員から御意見のありましたことですが、居宅介護の仕事もやはり一人職場になってしまって、悩みを抱えていらっしゃるというのが多いと思います。実際に、利用者さんと1対1でサービス提供していく中で、ストレスも当然たまっていて、人材の確保がなかなかできないと事業所の方からお聞きますので、そのあたり、事業者としてですね、従業員のメンタルとか、そういった健康面でのケアも必要になってきますので、組織として、事業者として、一人一人の従業員の方たちと情報を共有しながら、そういったストレスをなるべく一人で溜め込まないような環境作りっていうのが必要になってくるかと思っています。そのあたりは、やはり管理者の方とか、ヘルパー事業であれば、サービス提供責任者さんというのが中心になってくるかとは思いますが、そういったところを組織としてケアができるような体制づくりを、研修等を使って、注意喚起していけたらと思っております。

川崎会長

ありがとうございます。まだまだ御意見もあるかと思いますが、牧野委員と井上委員で、一度切らせていただきたいと思います。最後に時間があれば、御質問を受けたいと思います。ではまず、牧野委員どうぞ。

牧野委員

育成会の牧野です。キャラバン隊事業についてです。キャラバン隊というのは、育成会が日本で初めて行ったものだとして認識しています。知的障害者を理解していただくために、寸劇を人前で行って、知的障害者とはこのようなものだということから始まりました。それで現在では、相当な数の人に理解してもらえるようになりました。それで、世話人事業も大変ということ、ここでもキャラバン隊という話になっているかと思いますが、キャラバン隊というものの最初は、知的障害者の理解促進のためのものであったと思っています。

川崎会長

はい、それでは井上委員お願いします。

井上委員

精神障害者当事者サークル、シンセサイズ中部代表の井上です。

地域移行支援定着支援に関しましてちょっと読ませていただきます。病院に属しているケースワーカーさんが大多数を占めるPSW協会に地域移行定着支援を付託するのは構造的に困難ではないでしょうか。地域に返すことに成功した場合には一定の医療報酬を付けることなどの対応もするべきはないでしょうか。現場の医師や看護師さんの間でも患者を地域に返すという目標の意識があっても現実的なレベルにあるとは思いません。今現在、長期に入院している患者さんには不安を1つずつ解消していきながら、地域で自由に当たり前の生活をしてほしいと願うばかりです。そのためには、ピアサポーターをもっと信頼して仕事を任せてほしいと思います。以上です。

川崎会長

ありがとうございます。これに関して、事務局で何かコメントはありますでしょうか

障害福祉課こころの健康推進室 三宅室長補佐

今のいただきました御意見について、精神障害者の方のピアサポーター事業を現在実施しておりますが、ちょっと持ち帰りまして、今後の施策の展開の中で参考にしていきたいと考えております。ありがとうございます。

川崎会長

ありがとうございました。他にも議題がありますので、それではここで一度切りたいと思います。時間があれば、また戻ってきたいと思います。では、事務局におかれまして、ただいまの御意見を踏まえ、今年度から始まります第5期計画の成果目標の達成に向けて、効果的な施策の推進を図るようお願いしたいと思っております。

15 議題（2）手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に基づく取組について

川崎会長

続きまして、議題の第2番目、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に基づく取組について、施策審議会条例第6条第4項により専門部会の部会長が報告することになっておりますので、部会長の永田委員様から、説明をお願いしたいと思います。

永田委員

専門部会部会長の永田です。それでは、簡単にですが、報告をさせていただきます。

資料2を御覧ください。一番上が開催状況と議題になっています。今年度、第1回目の専門部会は、7月2日（月）に、委員11名参加のもと開催させていただき、議題が3件ありました。

1件目が「愛知県障害者計画について」、2件目が「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援に関する取組について」、3件目が「普及啓発事業について」です。

簡単にですが、それぞれの議題について報告させていただきます。

別紙1-1を御覧ください。議題の1つ目、愛知県障害者計画について、検討内容として、専門部会開催に先立ちまして、県庁内関係部署等から出た意見とそれに基づいた修正案について議論しました。県庁内関係部署から出た意見はそこにあるとおりでありますが、情報発信については、これまで議論となってきた防災避難訓練のことについて御意見をいただいた形となっています。

また、関係部署以外、部会で出た主な意見としましては、めくっていただき、3枚目に記載しています。内容としては、「趣旨や条例の概要のところ、障害の特性に応じたコミュニケーション手段については条例に記載してあるとおりで様々な手段を全て記載してほしい」や「施策の方向性と主な取組のところ、県職員は手話だけでなく、現実的な筆談のノウハウを学ぶ機会も確保してほしい」などといった意見が出されました。

1枚めくっていただき、別紙1-2が、各委員からの御意見を全て盛り込み反映した最終案となります。今後といたしましては、本日の施策審議会での審議を受けた後、県社会福祉審議会の審議を経て、健康福祉ビジョン推進本部にて決定となります。改めて御確認をお願いします。

続きまして、議題の2つ目、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援に関する取組については、平成29年度の実績と平成30年度の計画について、別紙2-2により事務局から説明がありました。それに対して委員から意見が出されました。主な意見をいくつか紹介させていただきます。1つ目、「啓発事業については、単なる数字の結果だけでなく、具体的な反響等も確認し、今後活

かしていくことが必要」という意見がありました。後で説明させていただきますが、昨年度の普及啓発活動につきましては、小中学生に対してリーフレットを配布したのですが、どれだけ効果があったのかということが、数字だけではなく、感想だったり反響だったりで検討するべきではないかという意見でした。また、「今後も様々な場面で啓発ができるよう、機会を確保してほしい」とか、「点字広報など県政に関する情報発信については、対象とする中身も検討してほしい」などといったかなり具体的な意見が出されました。これらの意見を踏まえ、今後の計画等に反映し、具体的な事業運営や内部調整に努めていただくこととしております。

別紙3-1を御覧ください。議題の3つ目、普及啓発事業についてでございます。この普及啓発事業は今年度が3年目となります。1年目は広く一般向けに、2年目は小中学生、主に子ども向けに啓発を行ってきました。今年度は、企業向けに啓発事業を進めていくことになっておりまして、その上でリーフレットの配布方法や啓発イベントに関する事務局のたたき台について議論しました。別紙3-2を御覧ください。これが事務局から出されたたたき台となります。主な意見としましては、「わかりやすいものを作るべき」、「実際にどういうところで働いているか、成功例をイメージしやすいよう示しては」とか、「愛知労働局と連携・協力して作ってみてはどうか」、「企業の人事担当者だけでなく、実際に一緒に仕事をする現場の人にもリーフレットを配布すべき」や「障害者ができることをPRすべき」など様々な御意見が出されました。今後は、これらの意見をもとに再度事務局でたたき台を作成し、別紙3-2のとおり、スケジュールで詳細を詰めていくこととしました。

なお、このリーフレットについては、できる限り多くの方のお手元に届くよう、今年度・来年度をかけて検討することとしています。

以上、簡単ではございますが、報告させていただきました。御審議をよろしくお願いいたします。

川崎会長

ただいま説明がありました、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に基づく取組につきまして、皆様から、御意見・御質問等があればお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

服部委員

愛知県聴覚障害者協会の服部です。1つ質問があります。別紙2-2の一番上、手話言語条例の普及のための学習の機会を提供するよう努めるというところで、平成28年度、平成29年度の取組の部分です。聾学校では、意思疎通やコミュニケーション手段に係る内容を自立活動等の授業で取り扱うとありますが、具体的にどのように取り組んだのか教えていただきたいと思っております。

特別支援教育課 神本課長補佐

聾学校において、自立活動等の授業に手話を取り扱うことに関してですが、日頃から聾学校では手話等を使った授業を行っており、取り立てて意思疎通に関する内容を扱うのは自立活動等の授業であるということとこのように書かせていただいています。特に公立の聾学校におきましては、手話という教科の授業はございませんので、意思疎通やコミュニケーションの内容を取り扱うのはやはり自立活動とか特別活動といったところが中心になってきます。そういった意味でこのような記述になっています。もちろんこの時間だけで手話を取り扱っているということではないので、御理解いただければと思います。

川崎会長

よろしかったですか。

服部委員

今の説明はよく分かりました。今気づいたのですが、1つだけよろしいでしょうか。聾学校の中には、大学などを卒業したばかりの新卒の先生や一般の学校から移ってくる先生もいるかと思えます。その先生たちに対して、手話の向上のための研修を行うなどと記載されていますが、実際にどのような取組を行っているのか教えていただければと思います。なぜ質問したかという、今県の中で5つの聾学校があります。私自身、そこに行く機会もあるのですが、そこで先生が使う手話は、本当の手話にはなっていません。大学や本で学んだものとは思いますが、ちょっと違うものがあります。なので、そういった研修をされているのか聴きたいと思えます。

特別支援教育課 神本課長補佐

御意見のとおり、新たに赴任する先生や、他の学校から移ってくる先生、全員手話ができるわけではございません。なので、聾学校に来てから手話を勉強し始めるというのが現実だと思います。当然すぐに授業が始まってしまいますので、授業等もしながら、同時に覚えていくのが現状だと思います。ただ、最低限の手話は身につけなければ、子どもたちと、あるいは聾の保護者とコミュニケーションがとれませんので、そのところはできる限り時間を割いて、各学校の状況に応じながら、研修の機会を作っていると認識しています。ただ、服部委員の言うように、十分な時間をかけて、手話を身につけてから授業をするといったことにはなかなか行き着いておりません。このような条例もできておりますので、各学校の状況に応じてということにはなりますが、なるべく子どもたちに不利益にならないように、聾学校の先生方にしっかり研修を受けていただくよう指示していきたいと考えております。

服部委員

すみません。意見を1つよろしいでしょうか。私の説明が少し足りなかったかもしれませんが、当然、初めて聾学校に入った先生や他の学校から来た先生がすぐに手話を身につけることができるとは思っていません。そのあたりは神本様がおっしゃられたのと同じです。ただ、手話を生徒に教えてもらいながらではなく、まずは先生自身が手話を覚えて、生徒に手話を正しく教えてあげられるような環境にならないといけないと思えます。なので、1つの意見なのですが、新しく入られた先生または他の学校から移られた先生を対象に、愛知県聴覚障害者協会のあいち聴覚障害者センターにて、手話を教える研修を開催するといった方法も考えられます。そのように進めていただけたら良いのではないかと意見を持っています。

永田委員

貴重な意見、ありがとうございます。コミュニケーション条例の第7条が別紙1-2の3枚目に書かれていたかと思えます。今言っていただいたように、こういったコミュニケーション手段を必要とする子どもが通う学校の設置者が教育に携わる教職員に対して、必要な知識及び技能の向上のための研修を行うよう努めると条例に規定されています。具体的にどのような研修をしていくのかということについては、今挙げていただいたような意見を参考にして検討していくことになるかと思えますので、具体的な提案をしていただいて、県で検討がなされるものだと考えております。そうした取組がこの条例ができたことにより進んでいければ良いと部会長としては考えております。

川崎会長

よろしいですか、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

黒田委員

公募委員の黒田です。別紙2-2の2ページ目のところなのですが、29年度の実績と、30年度の取組が記載されています。29年度の実績に関して、「文字で伝えよう」福祉実践教室の実施とあります。ただこれは、文字で伝えようということだけではなく、福祉実践教室の中では、コミュニケーション条例で記載されている、手話とか、点字とか、音訳なども福祉実践教室の中で、多くの学校で実施されているかと思えます。その実績が、29年度のところに掲載されていませんし、30年度以降のところにもありませんので、少し片手落ちな感じがいたします。コミュニケーション手段としては、手話も、筆談も、要約筆記も、それから音訳や点字も、文言化されていますので、バランスを考えると、福祉実践教室で実施されている他の科目も実績や今後も展望を記載した方が良いのではないかと思います。以上です。

障害福祉課 立花主幹

貴重な御意見をありがとうございました。他にもあるということをお県が取組をPRする際に、しっかりやっているということをお記載していきたいと考えています。

川崎会長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会で副会長をしております高橋です。よろしくお願ひします。これは、手話を中心としたコミュニケーション支援のになるかもですけれども、やはり重度障害の方、言葉ではうまく発信ができない方もいます。どうしても手話に関する取組が多いかとおもいましたので。特に災害時の支援時等、重度障害の方が指で文字を指したりだとか、様々なコミュニケーション手段があると思ひますので、今後そのあたりも検討に入れていただけると良いと思ひます。よろしくお願ひします。

永田委員

貴重な御意見をありがとうございました。審議会の中でも手話以外のコミュニケーション手段については話題にあがっております。今回お出しする障害者計画の中で、重度障害者用の意志伝達装置などを写真の形で載せようといったことも検討しています。漏れがないよう進めていきたいと考えておりますので、御意見等がまたあればお願ひしたいと思ひます。

川崎会長

よろしいですか。ありがとうございます。では、徳田委員どうぞ。

徳田委員

愛知県弁護士会の徳田です。もしかして御説明があつて、私が聞き漏らしているかもしれませんが、別紙2-2に記載されております昨年の子ども向けの普及啓発ワークシートについてです。この審議会の場でも配られて、すごく良くできているなと思ひました。私自身、3年生の息子がおります。公立の小学校に通つておまして、まもなくして持つて帰つてきました。ただですね、他のたかさんの資料と一緒に持つて帰つてきて、ぽーんと置いておりました。どれだけの皆様の労力と予算と知恵と叡智をもつて作られたのかを考

えたときに、私はすごい悲しくなりました、さあママと一緒にやろうということで息子とやりました。特に、障害の特性に応じた色々なコミュニケーションがありうるし、実際にどれだけ景色が違うのだろうかということと一緒に考えまして、もったいないという思いから息子と一緒にそうした時間を持ちました。ものすごく普通の息子です。特段感性が鋭くもなく、どちらかという鈍いかもしれませんが。それでもものすごく面白がっていて、「これ面白いね。なんで学校でやらなかったんだろう。」とっていました。学校ではこれを他の雑多な書類と一緒にポイと配った学校がもしかしたら多かったのではないかと、このことを非常に残念に思っています。これも今更ではあり、行政を責めるということでもなくて、今後の教訓として活かしていただきたいと思っています。具体的には、どのようにこれが配られたのかということと、事後的なアンケートを行う予定があって配っているのか、あるいは既に行ったのかなどをお聞きしたいと思います。

永田委員

この件に関しては、審議会の方でも話題になりました。私の小学校の娘がいて、雑多な資料と一緒に持ち帰ってきました。実はそうならないように、先生方に対して説明用の資料も送付していただいたのですが、今の御意見を伺っても、なかなか私たちが意図した形では生徒に伝わっていないだろうということで、先ほど報告であげたように、効果の検証をしっかりとやるべきではないかという話になっています。今回は、実際にどのようにやられたのかなどといったその後のアンケートはとっていませんので、今年度実施する企業向けのものに関しては、きちんと届けたい方に届けられるようにしたいと思います。また、予算をかけて実施することですのできちんと検証すべきだと思っており、今回のことを踏まえ慎重に検討していきたいと考えております。事務局の方で追加はありますか。この説明で良かったでしょうか。

障害福祉課 立花主幹

永田委員からコメントしていただきまして、事務局としても委員の方々から、部会の方で効果の検証が必要ではないかということで、先ほど申し上げたとおり非常に手間暇かけて作成した資料でございまして、それらが生かされていないと非常に残念でございまして、そのようなことがないように今年度は事業効果が上がるような配り方、それに対する事業評価を行うような形で取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

川崎会長

ありがとうございました。永田委員、徳田委員よろしかったでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思っております、事務局に置かれましては、ただいまの意見を踏まえ、引き続き専門部会において、コミュニケーション手段の利用の促進に向けて取組を進めていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

16 議題(3) あいち健康福祉ビジョン2020年次レポート平成30年度版(素案)について

川崎会長

続きまして、議題の3番目、あいち健康福祉ビジョン2020年次レポート平成30年度版(素案)につきまして、御審議いただきたいと思っております、事務局の方から説明をお願いいたします。

医療福祉計画課 鈴木課長

医療福祉計画課長の鈴木です。わたくしからあいち健康福祉ビジョン2020年次レポート(平成30年度版)の素案について御説明いたします。

それでは着座にて御説明させていただきます。資料についてはお手元の資料3-1と資料3-2がございます、3-1が概要版でございますので、こちらで御説明させていただきます。それでは資料3-1を御覧ください。

あいち健康福祉ビジョン2020でございますが、これは年次レポートの目的の欄の1つ目の欄の丸にありますように、本県の健康福祉の進むべき方向を共有するための基本指針として平成28年3月に策定したものでございまして、健康福祉分野全体の政策の方向性を示し、分野別に策定されております個別計画と一体となって、福祉、保健、医療に関する取組を推進していくものでございます。

3つ目の丸にありますように、ビジョンの進行管理のため、毎年度年次レポートを作成いたしまして、ビジョンに示されております政策の進行状況や、新たな課題に対する取組の方向性を明らかにすることとしております。

この下の四角で囲ったところでございますけれども、このビジョンの中に障害者支援に関する記載部分がございます、この部分につきましては、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく愛知県障害者計画として位置付けております。

従いまして、本日この審議会において、委員の皆様方から今回の年次レポートの素案について御意見をいただくということでございます。

それでは年次レポートの内容について説明いたします。まず、年次レポートの構成でございますが、例年3部構成にしてございまして、1つ目が、前年度、今回は平成29年度でございますが、ここではビジョンで示されております施策の29年度の主な取組状況を取り上げさせていただきます。

2つ目といたしまして、特集ということになっておりますが、こちらの方は毎年度テーマを決めまして、その取組状況の検証という形で記載しております。今回は「健康寿命を延ばし、健康寿命日本一を目指す健康づくり」をテーマとして、記載しているところでございます。

3つ目といたしましては、新たな課題への対応ということで、社会状況の変化等に伴う新たな課題に対し、年次レポートの中でその取組の方向性を明らかにしております。今年度は「児童虐待防止対策の推進」を取り上げさせていただきます。

続きまして、個別の内容について御説明いたします。I.平成29年度の主な取組状況でございます。

ここでは、1が子ども・子育て支援、2が健康長寿、3が医療・介護、4に障害者支援と記載させていただいております。この障害者支援の取組状況の概要でございますが、まずは特別支援教育の充実を始め、障害のある人の地域生活支援や療育支援、地域における就労支援、活躍の場の拡大を図る取組等を実施するとともに、障害のある人の権利擁護の推進を図りました。具体的には(1)から(5)まででございます。

順に説明させていただきたいと思っております。

「(1)特別支援教育の充実」につきましては、資料の点線の囲みの中にありますように、特別支援教育コーディネーターを対象とした講義の実施、また点の4つ目にありますが大府もちのき特別支援学校及び瀬戸つばき特別支援学校の建設工事など特別支援教育の支援・指導力の向上を図る取組や、特別支援教育の環境の充実に関する取組を取り上げております。

「(2)障害のある人の地域生活支援と療育支援」でございますが、こちらの方では住まいの場の確保や地域における理解の推進を図るとともに、重症心身障害児者や医療的ケアが必要な人が、身近な地域において医療や療育が受けられるよう施設や病床の整備など、地域の拠点施設の整備を取り上げました。

主な取組といたしましては、聴覚障害者情報提供施設「あいち聴覚情報センター」の民立での設置・運営支援や豊川市に開所いたしました信愛医療療育センターの建設工事及び開所準備経費に対する助成について記載させていただいております。

なお、信愛医療療育センターは平成29年7月に開所しております。

「(3) 地域における就労支援の充実」でございます。こちらでは、精神・発達障害者の雇用を促進する取組ですとか、地域で自立した生活が送れるよう、工賃水準を改善し、就労意欲の向上を図る取組について取り上げました。

具体的な主な取組といたしましては、求職中の精神・発達障害者と企業との面接会の実施、それから授産業務に関する専門家による技術的指導などの実施でございます。

1枚おめくりいただきたいと思えます。

「(4) 障害のある人の活躍の場の拡大」でございます。こちらの方では、障害のある人が制作したアート作品を広く県民に鑑賞していただける取組ですとか、障害者スポーツの裾野を広げ、幅広い方に興味、関心を持っていただくよう、障害に対する理解を促進する取組を進めております。

主な取組といたしましては、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」の開催、「障害者スポーツの体験 ふれあい交流2017」等の開催について取り上げております。

「(5) 社会全体で支える環境の整備」でございます。こちらでは、障害の有無にかかわらず、共に暮らせる社会の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消の推進の取組について記載しております。

主な取組といたしましては、障害者差別解消推進条例の推進に向けた市町村実務担当者会議の開催、障害についての知識及び理解を深めるため、NPO法人に委託した県民理解促進事業の実施について取り上げております。

続きまして、Ⅱの特集でございますが、「健康寿命を延ばし、健康寿命日本一を目指す健康づくり」をテーマに(1)「食」と「運動」を中心とした健康づくり、(2)こころの健康づくり、(3)歯と口の健康づくり、(4)高齢者の社会参加の4つの取組状況について検証させていただいております。

続きまして、Ⅲの新たな課題への対応でございますが、最初に申し上げましたように今年度は「児童虐待対策の推進」について取り上げております。

以上、年次レポートの内容に関する説明を、障害者支援に関する項目を中心にさせて頂きました。

最後に今後のこの年次レポートに関するスケジュールでございますけれども、本日の障害者施策審議会にて御意見をいただいた後、社会福祉審議会、医療審議会においても意見をお聞きいたしまして、9月上旬に知事を本部長といたします、健康福祉ビジョン推進本部において決定して公表していく予定としております。以上で説明を終わります、よろしくお願ひいたします。

川崎会長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたあいち健康福祉ビジョン2020年次レポート平成30年度版(素案)につきまして、皆様から、御意見・御質問等があればお伺ひしたいと思えますが、いかがでしょうか。

石黒委員

最後の児童虐待の話ですけれどもこれは非常に素晴らしい取組でぜひともお願ひしたい、最近はかなり件数が増えています。皆さんの想像されている以上に多いかもという実感は私を持っております。

当院においても、親御さんに聞いてもそうとは言いませんけれども、児童虐待の疑いのある子が受診されます。裸にしてみるとあちこちに痣があるが、親御さんはそれを否定する。

そういった状況に対してはまさに、医療者や社会に対する啓発活動しかないと思えます。ですから、ぜひとも県としても取り組んでいただきたいと思えます。東京都のような不幸な事件が起こると、社会も大衝撃を受けますし、おそらく行政もその対応を批判されると思えます。この取組をぜひとも進めていただきたいと思えますし、医療機関にもしっかりと連携して取り込という県の態度を示していただきたいと思えます。

川崎会長

ありがとうございました。

これも大変大きな問題ですけども何か事務局の方からコメント等ありますでしょうか

医療福祉計画課 鈴木課長

御意見ありがとうございました。ただいまの御意見につきましては、担当課の方にもしっかりと伝えまして、児童虐待防止対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

川崎会長

ありがとうございました。

本当にゼロにしていきたいなと思います。まだ、御発言のない方他によろしいでしょうか。

徳田委員

愛知県弁護士会の徳田です。ビジョンの22ページにある平成29年の主な取組というところで、西尾市において通常の学級に在籍する発達障害の児童生徒に対する支援指導方法の研究を行いました。また特別支援教育を担当とする指導主事等の会議において権利条約の趣旨の周知に努めましたという記載があります。

これ、西尾市において実施したことになっていますが、それ以外の地域や学校でもどんどんやるべきだと思うんですが、これは今後、具体的な計画がありますでしょうか。普通学級に通わせている子どもがいる立場として普通学級の約5から6%に発達障害のお子さんがいらっしゃるということが言われている時代で現場は非常に混乱しています。

驚くほど学校の普通学級の教員にはそういった知識が恐ろしくないのです、気の毒だと思って私は見えています。知らなければ対応できないが、教員に対し誰が教えるのか知る機会をどのように作っていくのか、これはやはり行政にお願いするしかないのかなと、相当大きな役割を果たしていただく必要があるなというふうに思っております。

まさにその差別禁止法が浸透していない中で医療モデルから社会モデルへという基本的なことすら知られていないです。ぜひ頑張って広げていただきたい。

特別支援学級の教員の方は元々意識のある方がやってらっしゃるわけなので、そこをどうするか。子どもたちも混乱しているんです、で結局いじめとかがなくなる等々の悪循環に陥ることがございます。

ぜひ、取組として強化していただきたいというお願いでございます。

川崎会長

ありがとうございました。

これについて事務局のほうからコメントはありますか。

特別支援教育課 鈴木主査

特別支援教育課の鈴木と申します。今御指摘のありました22ページの西尾市において通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒に対する支援・指導方法の研究についてであります。これは本課が2カ年に渡って行っているモデル事業の1つでございます。通級指導教室のある小学校1校を発達障害等支援拠点校として、通級による指導を生かすなどして、通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒に対する指導支

援方法について研究しているものでございます。つまり、通級指導教室で行われた指導を通常の学級の担任と連携を取り、通常の学級でもその指導を生かすことができるようにすることを目的に西尾市に委託をしているものです。

なお、西尾市には平成29年度、30年度に委託をしていますが、27年度、28年度につきましては知立市、あま市、武豊町で、平成25年度、26年度につきましては清須市と豊川市で同じようなモデル事業を行っておりまして、実質6年間この研究を続けていると同時に、市町村特別支援教育担当指導主事等の会議におきましても、子どもの支援・指導等についての周知が図れるよう研修の機会を設けているところでございます。

また、特別支援学級が年々増加している中、特別支援教育の経験の少ない先生方も特別支援学級を担当する現状がございますとともに、通常の学級にも特別な支援が必要な児童生徒が増えてきておりますので、特別支援学級の担任だけに限らず通常の学級の担任にも特別支援教育に関する研修等を行いまして、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応えられるよう支援してまいりたいと思います。以上です。

川崎会長

永田委員どうぞ。

永田委員

今の意見に追求してらっしゃるということなんですけど、これから若い先生たちは教職の中で特別支援を必ずやらなければいけないということで、名古屋大学でも来年から特別支援が必須になってくるんですけども、多分比較的経験年数の長い先生たちが意外に知らなかったり、経験値で活動されていたりということがあったりもすると思いますので、どういったところを対象に研修をしていくのかっていうことも含めて、これからの若い先生たちはそういう知識を持って学校に入っていくことになっていくのではないかとというふうに期待しておりますので、比較的年齢が高く中堅どころで引っ張っていただく先生方に理解していただけるようにまた検討いただければいいのかなというふうに思っております。御検討の方よろしく願いいたします。

川崎会長

ありがとうございました。他はいかがですか。では、井上委員どうぞ。

井上委員

シンセサイズ中部の井上です。補足的な意見といいますか、情報なんですけども、名古屋市河村市長がですね、名古屋こども応援委員会というものを設置されましてですね、御存知の方がいるのかどうかわかりませんが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールアドバイザーやスクールポリスという方を、地域に設置されまして、今、学級崩壊をしている先生方のフォローをだいぶしてらっしゃるという活躍の話を聞きました。なので愛知県でも困っている学校の担任の先生のフォローをするこういう機構はとても素晴らしいなと感心したんですけども、そういう名古屋市を見習うことはあるんでしょうかと聞いてみたいなと思いましたが。

川崎会長

ありがとうございました。いかがですか。名古屋市ではそういったことを行っているが県の方はどうかということのようですが。なにかありますか。

特別支援教育課 鈴木主査

特別な支援が必要な子どもに関わらず、今言われた学級崩壊等、子どもたちの支援・指導がままならないときは、スクールソーシャルワーカーの方たちからの支援という形をとる場合もあると思います。

小中学校につきましては、学校自体が市町村立ということもあり、予算面も含め、市町村単位で対応しているのが現実でございます。

川崎会長

ありがとうございました。それでは古家委員をお願いします。

古家委員

愛盲連の古家です。うちの子の一人も通級に行っていたんですけれども、やっぱり小学校の頃っていうのは、小さい時からうちの子を見ているので結構周りの子どもたちもひいき目であの子はああいう子なんだっていう形で見ているのでそれ程トラブルなく、まちょっと別格人間のような形でできましたけど、中学に上がってくると他の学校の子が入ってくると、それに伴ってみんなも成長していくので、何か急に雰囲気が変わってきて、見る目が変わって、うちも行けなくなった一人なんだけれども、なので先生だけでなく、生徒さん全体でそういう雰囲気に持っていかないと難しいところがあるんじゃないのかなと思います。

通級の先生も、先生によっては随分やり方が違って、とにかく他の授業の休憩をできればいいから遊びだけでいいっていう先生と、やっぱり授業の補足をしなければいけないから、カリキュラムのようなものを作ってくれた先生といたので、何かその辺の統一っていうのがどんなものなのかなと思ったりしました。

なので、あの先生だけじゃなく、生徒さんの方、学校全体の雰囲気っていうのもやっぱり考えていかなければならないんじゃないかなと思います。

川崎会長

ありがとうございました。これについてはいかがですか。

特別支援教育課 鈴木主査

特別支援教育課鈴木です。通級等の話もそうですが、通常の学級と特別支援学級の子も同士で交流及び共同学習として一緒に授業を受ける機会を設けたり、あるいは特別支援学校と通常の学級で交流及び共同学習というような形を取ったりして、障害のある子も障害のない子も共に学ぶような機会を作るようなことも実際に行っておりますので、教員だけではなく、子どもたちにとってもそういう機会をより一層充実していく必要があると考えております。また、本課では、それぞれの役割に応じた研修、例えば通級による指導担当教員の研修、特別支援学級担当教員の研修、あるいは障害種別に分けた研修等、各役割に応じた研修の中で子どもの指導、あるいは教育課程に応じた指導について理解を深めておりますので、更に充実を図っていきたいと思っております。以上です。

川崎会長

古家委員よろしいですか。ありがとうございました。それでは、まだ御意見等があるかもしれませんけども、次に進めさせていただきたいなと思います。

年次レポートの素案につきましては、御了解いただいたということでよろしいでしょうか、皆さん。ありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては、9月上旬に開催の健康福祉ビジョン推進本部に向けて、ただいまの御意見を踏まえ年次レポート案の作成を進めていただけますよう、よろしくお願いいたします。

17 報告事項（1）愛知県特別支援教育推進員計画 愛知・つながりプランの進捗状況について

18 報告事項（2）第2期愛知県特別支援教育推進計画の策定について

川崎会長

議題につきましては以上ですけれども、只今より2つ報告事項がございます。まず1番目の報告事項として愛知県特別支援教育推進員計画 愛知・つながりプランの進捗状況について、及び報告事項2といたしまして、第2期愛知県特別支援教育推進計画の策定についてを一括して事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

特別支援教育課 神本課長補佐

報告事項2つまとめて報告させていただきます。お手数ですが資料4の1ページを御覧ください。

愛知県教育委員会では、平成26年から30年までの5か年となる愛知県特別支援教育推進計画 通称愛知・つながりプランを策定し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に取り込んでまいりましたが、この計画は本年度で終わりを迎えます。

資料4につきましては、現行の推進計画の概要を示してございます。

校種ごとに特別支援教育の課題と、それに対する推進方策を掲げまして、さまざまな取組を進めてまいりました。取組の進捗状況及び達成率は資料4の2ページ目と3ページ目に示してございます。

その2ページ3ページのポイントのみ、ここでは説明をさせていただきます。

ここ数年、先ほどから意見がありますとおり、特別な支援を必要とする子ども達の数が増え続けております。特別支援学校だけではなく、就学前の段階での幼稚園、それから学齢期である小中学校、さらに高等学校への対応が急務となっております。

この幼小中高に在籍する一人一人の教育的ニーズに対応するため、個別の教育支援計画等の作成や、教員の専門性向上を目指した研修会の実施、人事交流などを進めてまいりました。

その進捗がこの2ページ目3ページ目に載っております。

また特別支援学校では、知的障害特別支援学校における児童生徒数の増加による教室不足への対応として、県立特別支援学校の新設、肢体不自由特別支援学校における長時間通学の解消を目指し、スクールバスの増車などに取り組んでまいりました。

さらに就労支援につきましても、就労アドバイザーの配置や職業コースの設置など、具体的な取組を進めてまいりました。

続きまして、資料5を御覧ください。

共生社会の実現に向けまして、さらなる取組を着実に進めていくため、現行の計画を踏まえまして、第2期愛知県特別支援教育推進計画を策定することとしました。

この第2期の計画につきましては、昨年度から準備会議等を立ち上げております。今年度につきましては、資料の右上にございます、策定スケジュールにのっとりまして、現在ワーキング会議及び検討会議を実施しているところでございます。

今後は9月から10月にかけて、パブリックコメントを実施しまして、本年内の策定を予定しております。簡単ではございますが、以上でございます。

川崎会長

はい、ありがとうございました。ただいま説明がありました報告事項につきまして、皆さん方御意見御質問等ありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか、ありがとうございます。

19 その他

川崎会長

それでは続きまして、その他の意見交換ということで、本日の議題、報告事項は以上になりますけども、その他に御意見御質問等はありませんでしょうか。では、黒田委員お願いします。

黒田委員

公募委員の黒田です。これから県の担当者の方から皆様に配っていただきますが、名古屋城木造天守建替におけるエレベーター不設置方針に対する意見書というものを、この審議会から名古屋市長の河村たかし様に提出していただきたいという提案でございます。よろしくお願いいたします。

川崎会長

どうもありがとうございました。

ただいま黒田委員から名古屋城木造天守建替におけるエレベーター不設置方針に対する意見書の案が提出されました。

これについて、皆さん方の御意見を伺いたいと思うわけですが、今配ったばかりですので、何が書いてあるのか、まずちょっと読んでいただいた方がいいと思いますので、少しだけ時間を取りたいと思いますので、ちょっと読んでいてください。

よろしいでしょうか。

この件につきましては、皆さん方もテレビとかいろんな面でもうかなり御案内だと思いますけども、この審議会におきまして、名古屋市へ意見書を提出するかしないかというところで御意見をいただきたいというふうに思います。これについて何か御意見がありましたら、黒江委員どうぞ。

黒江委員

愛身連の黒江と申します。愛身連といたしましても、すべての障害の方が入れますようにエレベーターの設置を望んでおります。よろしくお願いいたします。

川崎会長

ありがとうございます。では、井上委員どうぞ。

井上委員

そもそも河村市長は、木造の名古屋城を誰のために作っているかというと、私の認識では世界の城マニアのために向けて作っているんだと思っています。これはエンターテイメント性が全くないものなんですねという理解でおるんですけども。これは私の個人的な見解でして、河村市長はマニアのために世界に向けて作るんだと思って。バリアフリーのことは考えられていないんだなって認識しております。それ以上はちょっと私の口からは言えません。

川崎会長

では、高柳委員どうぞ。

高柳委員

私も障害者の家族会としましてですね、すべての人が名古屋城の天守閣に登れるようにすべきだと、排除すべきではないというふうに思います。

だいたい法律で、バリアフリー法を見ましても、あるいは障害者差別解消法からいいましても、名古屋市の方々に悪いですけども、河村市長さんちょっとおかしいのではないかというふうに感じてしまいます。法律を無視して市長さんが務まるのかと。いいのかというふうに思います。

エレベーターを付けるのは今の建築物であれば当然であるというふうに思いますが、自分のこだわりで木造の天守閣を作りたい、その歴史的な復元ということは色々な面でそんなことはできないので、お城っていうのはもともと鉄筋でできているわけじゃないでしょうし。見た目は重要だと思いますけども、文化的に全く復元という、どこまでのことを言っているのかという問題になるんだろうというふうに思います。市長さんに再考をお願いしたいと思います。

審議会として意見書を出すことは、私はいいと思います。

川崎会長

よろしいですか。

皆さん、意見書を提出するという御意見が非常に多いんですけど、いや、出さなくていいよという方はみえますか。

なければ、この文面についてですね、この内容でいいのかといったことの審議に入りたいと思います。

牧野委員

基本的にこのスタートがどこであるかどうかよく分かりませんが、一応、私ども障害者の権利を主張するのは当然やむを得ないと思います。というか、それはいいと思います。

ただこれが、日本のお城全てに通用するような意見として出すのなら、また違うと思うんですけど、名古屋城だけに対して出すというのなら。文化庁も文化財ならというふうに言っているんですよね。そこらへんがまだすっきりしてないのに、そこまで言っちゃっていいのかなと思って。私はそう思います。これは意見としては、まとめていただくのではなくて、個人個人の意見で出してもいいんじゃないかなと思いますので、私はそれだけは述べさせていただきたいと思います。

川崎会長

ありがとうございます。では、黒田委員どうぞ。

黒田委員

公募委員の黒田です。個人の意見として出すのではなく、障害者の権利を守るという目的を持って設置されておりますこの審議会でも、求める方向性は同じはずではないかなというふうに受けとめておりますし、名古屋城だけの問題ではないんですが、でも愛知県に関係のあるお城としては、今問題になっているのが名古屋城ですので、まず足元から。足元からきちんとしておいていただきたいなという意味も込めての意見書であります。

そして今日、資料に付けていただいた新技術の一覧なんですけど、河村市長さんから11の新技術の提案が出ておりますが、エレベーター設置がなぜいけないのかという河村市長さんの主張として、史実に忠実でな

いからということが前面に出ておりますが、じゃあこの新技術は史実に忠実なのかっていう疑問を私は非常に痛切に感じているところです。

エレベーターは高柳さんも言うてくださったんですが、万人向けで高層の建物、公共の建物には付いて当たり前のものだと思いますので、付いて当たり前のものとして、この審議会から意見書を出していただきたいです。よろしくお願いいたします。

高橋（美）委員

高橋です。先ほどですね、名古屋城以外のお城も付いてないじゃないかというお話もあったんですけども、今回私たち提出者として名前を出させていただいているんですけども、建替においてバリアフリーにしないというところを問題視しております、今ある現状のお城にどんどんエレベーターを付けろと言っているわけではないので、そこだけはちょっと御承知いただきたいと思います。私も車椅子を使っております、今の名古屋城が5階までですかね、行ったことがありますけれども、それから上には上がれないのが現状です。

ただ建て替えるにおいて、そこすら上がれないという今の状況、計画になっております。スプリンクラー等必要な建築基準は満たすように計画されているものの、このバリアフリーにおいてだけ法律が守られていないところを問題視しておりますので、どうか皆さんよろしくお願いいたします。

川崎会長

はい、ありがとうございました。

色々な御意見があるようですけれども、今の話の中で、今あるやつを全部つけろということではなくて、建て替えるということなんですよね。そういうことで、いかがですかね皆さん、意見書を。

はい、永田委員お願いします。

永田委員

意見書を出すことにしましては、施策審議会の方では、ここには書いてありますように、公共性の高い建築物に誰もが利用できるよというふうな形は進めてきたというふうに思います。審議会としての意見としてお伝えできることに関しては、私は反対する立場ではないですし、意見が出せればというふうに思っているんですけども、提案書の中身を見せていただくと、真っ向からぶつかる形での意見書だと難しいのではないのでしょうか。名古屋市に話し合いの場についていただいて、その中でどういうふうにしていくのかということを考えていった時に、最後の段落の文面に関しては、ちょっと、かなり強い口調になっている印象があるので、もう少し話し合っていきましょうというふうな形に文面を変えた形で意見を出していかないと。これは人権侵害で、考えられないんだっていうふうな形で言うと、たぶん名古屋市長の方もこれは木造なんだから、それはこうなんだというふうに、お互い対立する形になってしまうのではないかと。意見書をどういうふうな方向性としていくのかにつきましては、もう少し議論してもいいのかなという風には思いました。

川崎会長

はい、ありがとうございました。石黒委員お願いします。

石黒委員

名大病院長の石黒です。私は医師になってから40年、専門は整形外科です。色々な症例を見てまいりま

した。今ここで健常者と言われる方も、いつ何時障害者になられるかわからないという現実があります。すべての健常者は障害者になる可能性があることを認識すべきです。その理解をまずもって、新たに建物を建てる時に、健常者の方々も、障害者を排除したような建物を建てて良いのかという問題について社会的なコンセンサスが本当に得られるのか議論を深めるべきだと私も思います。

確かに対立姿勢は良くない。だけど、議論をするということ、そして我々の、例えば健常と言われる方々も障害とは隣り合わせであること。それらは、悲しいことに人間の定めであるという認識が必要です。従って、排除する建物を許すことはできない。対立はしないという形で、ぜひとも意見書を出していただきたいと思えます。

川崎会長

はい、ありがとうございます。他に何か意見はありますか。

では、服部委員どうぞ。

服部委員

聴覚障害者協会の服部です。これに関しては、愛知県聴覚障害者協会の立場としては、同じ意見です。ただ、1つ私がちょっと分からないところがあるので教えてほしいんですけども、考え方は愛知県聴覚障害者協会は賛成ですけども、この愛知県障害者施策審議会は愛知県の行政の中にあるものだと思います。そうすると、この会の形として出すことに問題はないのかどうかという面がちょっと分からないです。例えば私たちは障害者団体です。それが集まって愛知障害者フォーラムというものがあります。そこから要望書、意見を提出したと思います。愛知県障害者施策審議会として出す。その位置づけがちょっと分からないですね。会として出すことに問題はないのかどうか、そのあたりを確認したいと思えます。

川崎会長

ありがとうございます。この辺は事務局としてはどんな感じなのでしょう。

障害福祉課 植羅課長

障害福祉課長の植羅と申します。御質問いただきましてどうもありがとうございます。

当審議会でございますが、冒頭で申し上げたかと思いますが、障害者基本法に基づいていると。そういう会議体ということでございます。障害者基本法ということで、国の所管としては、内閣府というところになってまいります。そして、障害者基本法がこの審議会について規定をしておりますのが、第36条というものでございまして、その中でこの審議会について調査審議していただく内容としては、都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議していただくということとなっております。また、その施策の実施状況を監視することです。

それでこの条文自体は障害者基本法が平成23年に改正をされておまして、その中で内閣府が条文について色々こう説明をしている文書がございます。その中でですね、この審議会というものが行政の諮問に依拠してというような形で他の審議会としては、法文上書かれるといったこともございますが、その時に、その諮問に依拠してという言葉は追加はされませんでした。その理由というのは、各地域、実情に依拠してですね、それぞれの考え方に委ねるといったこととなっております。従いまして、当審議会で、例えば昨年度障害福祉計画について私どもから御意見をいただきたいと。行政の側から提示をさせていただいて、それについて御審議をいただくといったこともございますが、今回の件のように、先ほどの御意見で大変人権に重大な影響を及ぼすというような委員の御発言もあったかと思えます。そういった内容については委員の方から御

提案をいただいてですね、それについて当審議会、様々な立場の方に御参画をいただいている当施策審議会の委員の方々に御賛同頂ければ、審議会の立場として、県内の他の行政体に対して御意見を提出されることは可能であるというふうに考えておる次第であります。以上です。

川崎会長

ありがとうございます。お時間がちょっと過ぎておりまして、大変進行がまずいので申し訳ございません。あと少しだけ議論させていただいて、まとめたいと思います。岡田委員お願いします。

岡田委員

愛知県自閉症協会の岡田です。私のところの会もやはり障害者だけではなく、高齢の方も赤ちゃんもどなたもやっぱりエレベーターがある、あの名古屋城に登ればいいなっていうことで賛成なんですけれども、昨日実は名古屋市の障害者団体連絡会がございまして、その中で名古屋城の事務所の方がお話しになったことがあります。新しい想定候補一覧の中で近々4つの新しい候補の説明会をさせてほしいっていうふうな、障害者団体に御提案がありました。それに出席するしないは各団体の自由っていうことで御案内がありましたので、この文面ですと、その計画のストップを求めるっていうことで、もちろんエレベーターが付くのが望みなんですけれども、その場でも出たんですけれども障害者と名古屋市が対立するような形に持っていくのはうまくないんじゃないかっていう意見も出ておりました。そこでももちろん天守閣にエレベーターを付けていただきたいっていう思いはありますが、この文章の内容をちょっと検討していただけたらいいかなあと。皆さんの総意としてのエレベーターを付けたっていう思いはあると思うんですが、それに対して、この計画のストップを求めるっていうところがちょっと、すみません、私はちょっと引っかかっております。

川崎会長

はい、ありがとうございます。では徳田委員お願いします。

徳田委員

愛知県弁護士会の徳田でございます。勉強不足のところもあって、はっきり確定的なことを申し上げられない自分が非常に情けないので、またちょっと検討する時間ができれば欲しいと思うんですが、弁護士の立場から申し上げますと、ここにも出ておりますね、根拠条文というか、法が出ております。障害者権利条約も日本は批准しております、まさに先ほど担当の方から御説明ありましたように、我々はいわゆる障害者基本法に基づいて設置された機関でありまして、御存知のとおり障害者差別解消法はですね、こういった排除することは禁じているわけですね。それが排除することになるのかという、まさに事実認定の問題なのかなと法律的に分析しますと思います。で、代替案があるというところで排除してるわけじゃないと言う理屈が生じるわけでして、仰るとおり話し合いの機会としてですね、結局無理じゃないかと、これじゃあ結局のところ本当に実現可能性があるのかと、この代替案でですね。エレベーターを付ければいいことじゃないのと、より安全で容易に。しかもこれ危ないですよ、色々。危険を冒してまでこれで登りたい人間がいるんだったら、じゃあ登ればいいじゃんというのは、事実上排除するのと一緒です。ですから、弁護士がまともに出ていく場面は基本的に訴訟を想定しているの、けんか腰になってしまいますけれども。話し合いで永田先生が仰ったとおりですね、やはりできれば話し合いで解決の方がベターなのかなあというふうには思っておりますので。その、合理的な配慮の話じゃないんですね。差別的な取り扱いをしちゃっているっていう、排除しちゃっているってことになるので、そこがまさに事実認定の問題として丁寧に話し合いをして

いただいて、結局排除してることになっちゃいますよねっていうようなことですね、話し合いをしていたくのがいいのかなと思います。ただ、申し入れ自体はぱしっと言っちゃっていいとは思うんですね。差別禁止法が禁止している排除になっちゃうよっていうことは言っていないかなと思います。私はもう慣れてしまっているんで、こういう人権侵害だということに関して。これくらいのこと言っていないんじゃないかなと私なんかは思ってしまうんですが、これは一弁護士としての意見ですけれども。しかしながら、話し合いの余地は、是非話し合いで解決したいんだというところを、もう少し書かれるといいのかなっていうふうには思います。ということ踏まえて、私は賛成です。

高柳委員

すみません。これは合理的配慮ではなく、排除になるんですか。

徳田委員

すみません、場面が違うんですね、合理的配慮の話と。排除するっていうのは禁止なんですけれども、場面が違うんですね合理的配慮の話とは。合理的配慮があれば排除してもいいっていうことと混同されるんですけれども皆さん。排除していない前提で、次の段階で合理的配慮があるのかっていう話になってくるんですね。そもそも代替案があるから差別排除をしていないでしょという理屈自体が、まず第1ハードル、最初のハードルで私はアウトなんじゃないかなというふうには思ってます。そういう意味では違法性が強いということですよ。

川崎会長

とてもいい議論の場になっていて、まだまだお話を続けたいんですけども、1つ提案なんですけれども、皆さんの御意見を踏まえて、ちょっと過激だとか、過激じゃないような部分ありましたけれども、それを1度検討させていただいて、文案を事務局で作成した上で委員の皆さん方にそれをお示しして、御了解いただいたものを最終的に意見書として出ささせていただいたらどうかなというふうには思うんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは意見書の提出につきましては、私から名古屋城天守閣木造復元を所管する名古屋市観光文化交流局を通じて、市長さんへ提出させていただきたいと思います。その結果につきましては、後日、各委員の皆さんに報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか、皆さん他にどうしても言いたいわという方はいますか。

では、井上委員にどうぞ。

井上委員

辻直哉さんがニュースに出ていたのを見たんですけども、けんか腰の障害者っていうのをですね、私は同調したくないんです。喧嘩するんだぞっていう障害者のイメージは、私は付きたくないと思ってまして。

以上です。

川崎会長

たぶん皆さんそう思っていますけど。

牧野委員

先ほど意見申し上げましたけども、私は反対という意味合いで言っているのではなくて、河村さんの言っ

ている文化財保護という、要するに過去の図面があるから文化財を作るんだと、復元するんだと言っているそのことを理解されているかどうかということからスタートしてもらいたいと思います。今この文章を見ても、河村さんは勝手に作っているよという文章です、これ。そこらへんもやっぱり、さっき説明があったように、ちょっと文章の内容が悪いんじゃないかと。もう1つ言わせていただくと、井上さんと同じで、けんか腰はやめてもらいたいと思います、これは。よろしくお願いします

川崎会長

では、高橋委員お願いします。

高橋（脩）委員

基本的な視点としては、皆さんに全く賛成なんです。ただ、少し冷静に考えていただきたいんですけども、それぞれの自治体というのは権限を持っている。私たちは県の審議会であって、名古屋市は市の審議会ではない。そして、愛知県も名古屋市に対して、こういう問題に対して意見を言うことはできるかもしれないけれども介入することはできない。行政の権限としてですね。ですから名古屋市に対して失礼にならないようにしないとイケないと、私は基本的に思うんです。そここのところの視点がないと、名古屋市と愛知県が喧嘩になる。そして私たちと名古屋市の方が対立をすることにもなります。名古屋市の障害者施策推進協議会も現在のところこういう強い内容の意見は出しておられない。もっと穏やかな内容です。従って外部の者である私たちがこういう強い意見を出すことについては深慮をしないとイケない。もう少しですね、受け取るほうの名古屋市の関係者の方々の立場にも十分に配慮しないとイケないと思います。私たちの考え方はもちろんはっきりしてるんですよ。しかし、もう少し練った方がいいなあと思います。愛知県で作った差別解消推進条例も県内の基礎自治体には権限は及ばないんです。名古屋市は名古屋市でまた考えてやっておられるので、その辺のところもよく考えて対応しないと、名古屋市の中におられる方も難しいことになって困るなど、心配になります。あれやこれやよく考えて、私たちの気持ちも伝わるし、名古屋市の方にもそうだなあと分かっただけのし、収まりがいいようなことを、ぜひ会長さんと、事務局などでよく考えただけると有難いですね。同じようなことを服部委員も仰ったのかなと思いますが。いかがなものでしょうか。

黒田委員

最後にすみません。お時間のないところ申し訳ありません。

この審議会からこの意見書を出していただきたいと希望するのは、色々な理由があるんですが、大村愛知県知事さんもあの記者会見で名古屋市に再考するよということをはっきりと発言してみえます。ですから、そこも加味していただいて、ぜひ県の植羅さんも仰いましたが、色々な法律上のからみもありますけれども、やっぱり権限のあるこの審議会からもきちんと意見を出していただけたらと、文案は事務局の方で書いていただくということで賛同ですけれども、ぜひ出していただきたく、改めてお願い申し上げます。よろしくお願いします。

川崎会長

ありがとうございました。なんせ会長を始めてまだ不慣れでなかなかまとめるのが苦手で、すみません。高橋前会長さんが上手くまとめてくださいました。皆さん穏やかに行きたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、まだまだ、意見をおっしゃりたい方もお見えかと思いますが、お時間過ぎましたので本日の会議はこれもちまして終了したいと思います。

事務局に置かれましてはですね、今日出ました御意見や御質問等、障害者施策に一層の推進を図っていただきますようお願いをしたいと思います。

事務局の方にお返ししたいと思います、よろしく申し上げます

20 閉会

障害福祉課 植羅課長

本日は本当に忙しい中長時間にわたりまして、貴重な御意見を賜りました。

誠にありがとうございました。本日頂戴いたしました多くの貴重な御意見、御提言につきまして、しっかり事務局の方でも検討させていただきまして、今後の施策等に反映をさせていただきたいというふうに思っております。また、今いただきました意見書案につきましても、今後しっかりと皆さま方と調整させていただいて進めさせていただきたいというふうに思っております。

なお、今年度2回目の障害者施策審議会については、12月に開催をさせていただく予定としております。また日程調整等は今後させていただきますので何卒よろしくお願いを申し上げます。

本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。

以上で、平成30年度第1回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人 _____ 印

署名人 _____ 印